## 社会教育事業講師謝礼援助申請の手引き

- 1 援助対象団体 武蔵野市社会教育関係団体として登録されている団体
- 2 対象事業
- ① 広く市民に共通した生活課題、社会問題、地域課題を テーマとする学習会及び講演会等で、市民を対象として 公開で行うもの
- ② 広く市民に共通した文化、スポーツ、レクリエーション活動等の学習会・講演会等で、市民を対象として公開で行うもの
- ③ 複数の団体が、共通の課題をもって、①②の内容をテーマとし、市民を対象として公開で行うもの
  - ※「公開」とは、当該事業について事前に広く市民に向けて広報を行ったうえで、実施団体の会員以外の市民の参加を前提として行うことをいいます。

## なお、次の事業は除きます。

- ① 営利を目的とするもの又は営利事業を援助するもの
- ② 特定の政党の利害に関するもの
- ③ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに 対する等の政治活動に関するもの
- ④ 特定の宗教を支持し又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援するもの
- ⑤ 参加費等を徴収する事業の合計徴収金額が運営経費を 超えるもの
- ⑥ 事業の開催、開設の場所について公衆衛生、公害防止 等の設備及び措置が不十分であるもの
- 3 援助基準
- ① 援助回数は、1年度あたり1団体につき1事業です。 ※複数の団体で事業を共催する場合は、各団体につき1 回ずつの援助をしたことになります。
- ② 講師謝礼金の援助額は、1回の事業につき 20,000円を 限度とします。

裏へつづく

- 4 手続き 申請手続きの流れは次のとおりです。
  - ① 事業実施2ヶ月前までに次の書類を提出してください。
    - (1) 社会教育事業講師謝礼援助申請書(第1号様式)
    - (2) 講師プロフィール
    - ③ 収支予算書(参加費を徴収する場合)
  - ② 教育委員会が援助を承認したときは、社会教育事業講師謝礼援助承認書(第2号様式)をお送りします。
  - ③ 事業終了後1ヶ月以内に社会教育事業講師謝礼援助報告書(第3号様式)等を教育委員会に提出してください。
    - ※ 参加費を徴収した場合は当該事業の収支報告書を提出してください。
    - ※ 謝礼金は、教育委員会が直接講師に振り込みます。
- 5 注意事項
- ① 講師の依頼、送迎、会場の確保、広報については、申請団体が自ら行ってください。
- ② 承認を受けた団体が、事業内容(日程、場所、講師等) を変更又は中止するときは、直ちに教育委員会に届け出てください。

## 【お問い合せ先】

〒 180-8777

武蔵野市教育委員会生涯学習スポーツ課 Ta 0422-60-1902 (直通)